

1. 新しい学校安全衛生教育

(1) 背景と目的

近年、学校教育に将来の労働安全衛生につながる教育を組み込む取り組みが世界各地でなされ、日本でも労働安全衛生水準を高める新たな方向として関心が広がっている。こうした取り組みが重要な理由としては、第一には、学校における事故が多いこと、第二には、学生アルバイトでの労災が少なくないこと、第三には、現在もなお多くの労災が発生しており、それを減らすためには、事業所における安全衛生活動の充実に加えて新たな方策が求められていること、第四には、学校を卒業した後、安全衛生教育を受ける機会が乏しい小規模事業所労働者、非正規労働者、自営業従事者が多いことなどがある。学校における安全衛生教育には、早期教育、将来、どのような働き方をする人にも役立つ全員教育の利点がある。

したがって、学校で新しい教育を行うことが望まれるが、現在のところ、それに使える教員用のテキストとして十分なものは見当たらない。そこで、筆者らは、こうしたニーズに応えるためのテキストを作ることとした。

本書作成の目的は、第一には、児童・生徒・学生（以下、生徒らという）が、学校で安全・健康に学べるようにすること、第二には、生徒らが勤労者になったときに安全・健康に働けるようにすること、第三には、生徒らが、生産者になったときに、消費者・使用者にとって安全・健康な製品を作り出せるようにすること、第四には、教育・事務・技術職員（以下、教職員という）ならびに外部業者等を含む全ての人が学校で安全・健康に仕事をすることができるようにすることである。

本書を活用して頂きたいのは、保健体育、技術、養護、理科等の教員はもちろんのこと、初等・中等・高等教育に関わる全ての方々である。

(2) 従来 of 学校安全衛生教育

小・中・高校においては、今までも、自然災害、交通事故、不審者・殺傷犯罪、麻薬・覚せい剤・シンナー、喫煙、飲酒、スポーツ事故、空気・暑熱・寒冷・光・騒音環境、水・食品衛生、感染症などに関する教育が行われており、多くの成果を挙げた。各教科の学習指導要領とその解説をみると、機械や材料の安全な取扱い、感電予防、粉じん・化学薬品対策、作業をする環境・姿勢・時間の管理、使用者の安全に配慮した設計・製作、疲労・ストレス・メンタルヘルス対策まで幅広い指導内容が挙げられており、これらに関する教育もなされてきたものと思われる。しかし、筆者らが知る範囲では、これまで行われてきた安全衛生教育には、漏れが多く、十分とはいえない内容であったようである。文科省によれば、学校の労働安全衛生管理体制の整備は進んでおり、2000年の衛生委員会設置率は公立の小学校 67%、中学校 75%、高校 100%である¹⁾。衛生委員会では、生徒らの安全衛生関連事項も審議され

るであろうが、実情は明らかではない。

次に、大学・短大・高専（以下、大学等という）はどうであろうか。工学部等では、実験・実習に際して安全衛生教育が一定度なされてきた。しかし、多くの大学では、教育研究施設が安全衛生法規に示された最低基準を満たさない状況であり、名実ともに安全衛生教育が実施されていたと言える大学は少なかったと思われる。こうした状況は、国立大学に人事院規則が適用されていた時代には普通であったが、2004年の国立大学法人化により労働基準監督署による監督と処罰を伴う労働安全衛生法が適用されて以来、一変した。多少の混乱はあったが、法規遵守のための施設改善が進められ、私立大学も含め、学生と職員の安全衛生教育への取り組みに力が注がれ始めた段階といえよう。大学等環境安全協議会、日本産業衛生学会の大学・研究機関における安全衛生管理研究会、NPO 法人研究実験施設・環境安全教育研究会等、交流の場も増えている。

（3）新しい教育の内容

学窓を巣立ち社会に出た若者が、安全・健康に働けることは誰しも願うことだが、今の日本では、それは必ずしも容易ではない。それは、日本の29歳以下の労働者のうち、6%が1日平均の所定外労働時間が5時間以上、41%が睡眠時間6時間未満、55%が仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じ、12%が現在の健康状態が不調であり²⁾、20～29歳の労働者のうち、51%がヒヤリ・ハット体験をしている³⁾ことや、29歳以下が、休業4日以上業務上死傷災害の16%⁴⁾、脳心臓疾患労災認定例の4%、精神障害等労災認定例の24%を占めること⁵⁾からも窺われる。

こうした状況の克服は、重要な課題であるが、従来の教育においては、この課題に応える内容の教育は十分であったとはいえないと思われる。そこで、本書では、とくにこの点に重点を置いて、先述した本書作成の目的を達成したいと考える。

初等・中等・高等教育機関であるすべての学校の安全衛生に適用される法規のうち、中心的な法律は、学校保健安全法と労働安全衛生法である。それらの目的と構成は表1のとおりである。

表 1-1 学校保健安全法と労働安全衛生法の目的と構成

	学校保健安全法	労働安全衛生法
目的	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る。 教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全が確保されるようにする。	職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する
構	総則	総則

成	学校保健 学校の管理運営等 健康相談等 健康診断 感染症の予防 学校保健技師並びに学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師 地方公共団体の援助及び国の補助 学校安全	労働災害防止計画 安全衛生管理体制 労働者の危険または健康障害を防止す るための措置 機械等並びに危険物及び有害物に関す る規制 労働者の就業に当たりの措置 健康の保持増進のための措置 快適な職場環境の形成のための措置 免許等 安全衛生改善計画等 監督等 雑則 罰則
---	---	--

学校保健安全法は、主に生徒らの保健安全、労働安全衛生法は教職員の安全衛生について定めるが、前者では職員の健康の保持増進についても定めている。大学等では、学生が実習や研究において、教員より多量の有害物質に曝されることも多いため、学生も労働者に準じた扱いをすることが重要である。その観点から、学生を特殊健康診断や安全衛生教育の対象にする大学等もある。

厚生労働省は、労働災害防止計画において安全衛生と学校教育との結合を、第11次計画（2008-2013）から掲げている。第13次計画（2018-2023）では、「国民全体の安全・健康意識の高揚等」の項の冒頭に、高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施が置かれ、具体的には、①労働安全衛生の仕組み、メンタルヘルス等について、文部科学省と連携した学校教育への取り込み、②理工系大学生向けの安全衛生施策、国際安全衛生規格・認証、システム安全設計、安全制御、リスク評価等に関する体系的教育カリキュラムの導入を図ることが挙げられている。これは重要な政策であり、さらに進めて小中学校教育の場も含めて安全衛生教育の充実を図るべきであろう。そのためには、安全衛生教育の担い手の養成、教材づくり等、多くの課題があるが、これらへの取り組みは、未来の働く人の健康・安全・生活を守る確かな一歩になると考える。